

特集2

「地域型年金委員には何をしてほしいか」 ～ 第4回地域型年金委員会連絡協議会 ～

2022年9月16日、「第4回地域型年金委員会連絡協議会」が東京都千代田区のエッサム神田ホール2号館で行われました。神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県の地域型年金委員会の代表がそれぞれ1名ないし2名、日本年金機構 相談・サービス推進部から2名、NPO法人 年金・福祉推進協議会から3名の出席のもと、下記のような議事が行われました。

議 事 (司会：NPO法人 年金・福祉推進協議会 事務局長 佐々木 満)

14:00 開始

自己紹介

NPO法人 年金・福祉推進協議会 大山均副理事長の挨拶

日本年金機構 相談・サービス推進部 渡辺理恵部長による講演

15:00 質疑応答

各年金委員会の近況報告

16:00 意見交換会

出席者 (敬称略)

- 神奈川県地域型年金委員会 副会長 石本 邦秋
早川 正通
- 千葉県地域型年金委員会 理事 佐々木 伸二
- 埼玉県地域型年金委員会 理事 赤木 信雄
- 福島県地域型年金委員会 事務局長 冠木 謙治
- 日本年金機構 相談・サービス推進部 部 長 渡辺 理恵
グループ長 坂本 理
- NPO法人 年金・福祉推進協議会 副理事長 大山 均
理 事 飯島 紀男
事務局長 佐々木 満



1. 自己紹介 (各県の年金委員会による取組み状況の紹介)

【神奈川県・石本邦秋副会長】

神奈川県では地域型年金委員の委嘱者数が大幅に増加し、2022年3月31日現在で、年金委員会が設立された2010年の3月31日現在の約4倍になっています。これは2021年から郵便局が組織的に地域型年金委員に参入してきたことが要因です。当時の社会保険庁OB等には、会合や研修の機会に委嘱をお願いしています。

【千葉県・佐々木伸二理事】

9月26日に千葉県地域型年金委員連絡協議会を予定しており、現在、その段取りを検討しているところです。千葉県年金委員会では常に社会保険庁の30～40名のOBと連絡をとっており、積極的に情報交換をしています。ただ、社会保険庁OBは年齢的に年金委員委嘱の更新を辞退される方が多いので、新しい年金委員をどうやって取り入れるかが課題となっています。

【埼玉県・赤木信雄理事】

この6月に2022年の第1回地域型年金委員連絡協議会を行い、9月22日に第2回を予定しています。そこでは、学生納付特例制度の周知に向けて作成するパンフレット等の確認を行うことになっています。また、2023年度の事業計画に盛り込む8つの課題について、方向性を確認することになっています。

【福島県・冠木謙治事務局長】

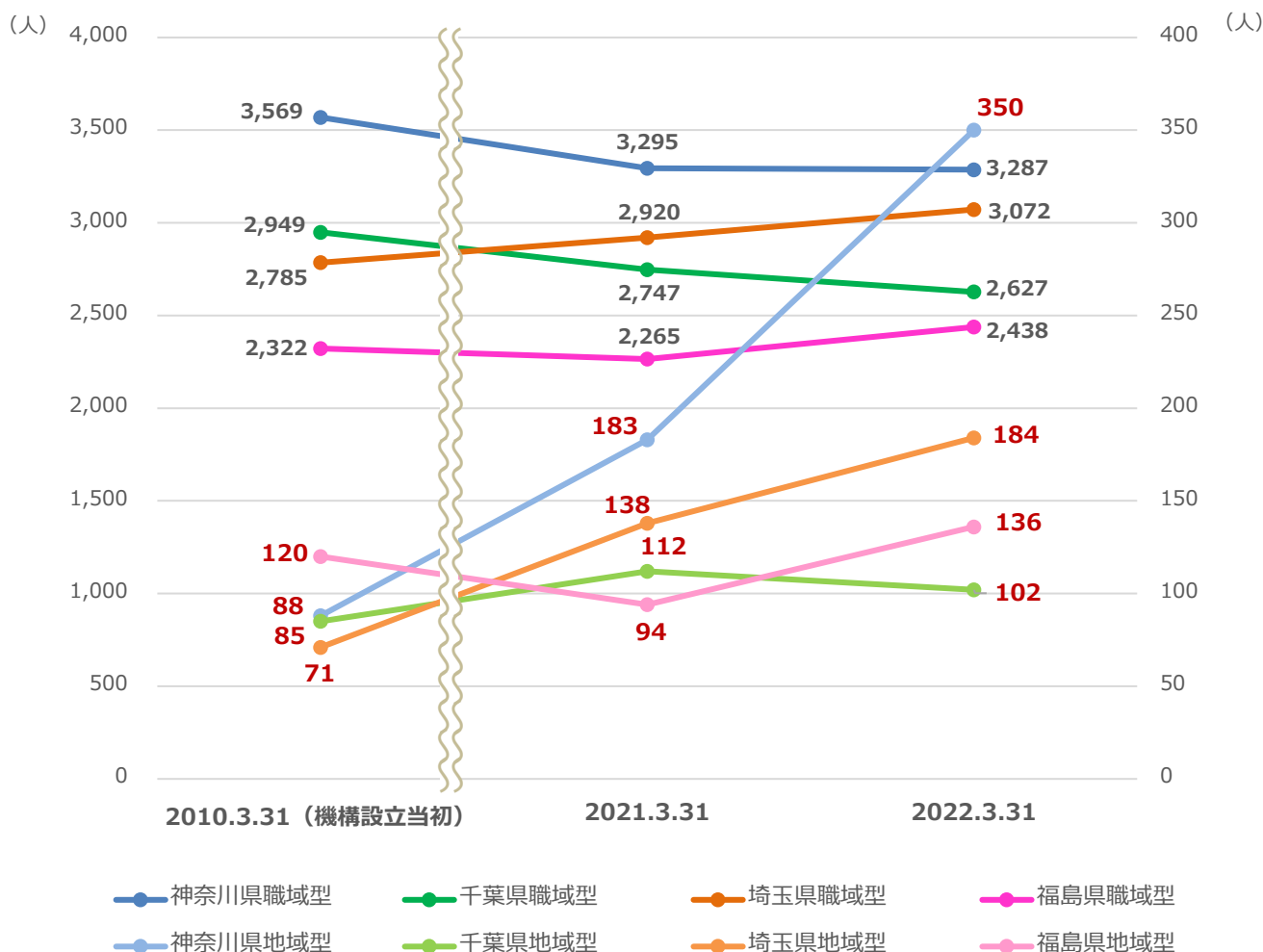
新型コロナウイルスの影響で一昨年と去年は総会が見送りとなっていましたが、今年4月にテレビ会議で役員会を行うことができました。6月の総会は11月に延期されています。

社会保険庁のOBは、65歳まで何らかの勤務を継続されることが多いため、地域型年金委員としての在任期間は短くなってしまいます。そのため、福島県では社会保険庁OBよりも社会保険労務士に地域型年金委員を委嘱することが多くなっています。

【日本年金機構】

日本年金機構でも、職員が退職するときには地域型年金委員への委嘱をお願いしています。また、各年金事務所には、地域型年金委員に対して、四半期に1度は連絡会を開催して情報を共有するよう指示しています。

<参考> 年金委員の委嘱者数の推移 (2021年度末)



2. 日本年金機構による講演（相談・サービス推進部・渡辺理恵部長）

（1）昨今の地域型年金委員を取り巻く状況

最近、地域型年金委員に求められる活動内容のハードルが高すぎるのではないかと感じています。年金委員に対する通知等も専門的な記述が多く、負担はかなり大きいと思われる。そのため、半期に1度は連絡会を開催することを各都道府県に指示し、情報を共有できるようにお願いしています。

また、地域型年金委員の活動に地域による違いが見受けられますので、地域どうしの連携を図り、さらに活動を活性化できる取組みを検討しています。



渡辺理恵氏

新潟県出身。1982年4月に社会保険庁に入庁。高崎年金事務所国民年金課長、会津若松年金事務所所長等を経て2022年1月より本部の相談・サービス推進部長に就任。

（2）政府管掌年金事業の運営に対する年金委員の協力について

厚生労働省から2022年3月31日、日本年金機構に対して、政府管掌年金事業を運営するにあたり、年金委員（職域型・地域型）の協力を得ることの要請がありました。その際、年金委員の位置付けや役割等を理解したうえで活動を支援するようにとの依頼がありました。

日本年金機構では、日本年金機構法に基づき、「社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する人」を年金委員に推薦することができます。委嘱された地域型年金委員は、各自の経験や地域の実情に応じ、被保険者や受給権者の相談について市区町村または年金事務所の窓口を紹介するなど、地域と政府管掌年金事業とを媒介する役割が期待されています。

一方、日本年金機構には、こうした年金委員について、さらなる支援が求められます。委嘱数の面では、2018年に落ち込んだことがありました。そこで、日本年金機構は、新しい年金委員を増やすことに積極的に取り組んできました。たとえば、神奈川県では郵便局長が多数、地域型年金委員に委嘱されたという経緯がありましたが、今後は、新たな年金委員の委嘱に資するよう、市区町村や関係団体等に対し、年金委員の推薦を要望するとともに、ホームページ等を通じ、年金委員の活動事例等に関する情報を発信していきたいと考えています。

また、市区町村や関係団体等と連携し、都道府県単位で開催される連絡会等を通じ、年金委員の活動事例を共有するなど、年金委員が相互に連携して円滑に活動できる環境を整備していきたいと考えています。

（3）地域型年金委員に望むこと

日本年金機構では、引き続き、地域型年金委員と協力・連携し、年金制度の一層の周知を強化していきたいと考えています。その際、鍵となるのは「地域型年金委員に何をしてもらいたいのか」ということです。個々の経験や知識に応じてできることを、機構・年金委員と一緒に考えていきたいと思っています。

3. 質疑応答（回答は日本年金機構）

Q1 <福島県・冠木事務局長>

神奈川県や埼玉県では、郵便局の職員が組織的に地域型年金委員に参入してきた経緯がありましたが、今後こうした動きは全国的に拡大すると考えられますか？

A 日本年金機構としては、組織的な働き掛けは行っておらず、拡大するかどうかはわかりません。

Q2 <年金・福祉推進協議会・佐々木事務局長>

本当に日本年金機構では郵便局等に働きかけを行っていなかったとすれば、郵便局はどのような経緯で地域型年金委員に参入してきたのでしょうか？

A 日本年金機構としては、先方の考えは把握していません。地域に貢献したいとの考え方なのではないでしょうか。

<神奈川県・石本副会長>

おそらく、郵便局では年金支払いのための口座開設などのメリットを考えたのではないのでしょうか。もし、こうしたことが金融機関等にも制限なく拡大するようであれば問題です。規約に制限を掲載するべきではないのでしょうか。

<年金・福祉推進協議会・佐々木事務局長>

今後、金融機関等が組織的に地域型年金委員に参入してきたら、日本年金機構ではどのように対応しますか？

<日本年金機構・渡辺部長>

現状では活動の制限は設けてはいません。

<福島県・冠木事務局長>

福島県では、社会保険労務士が地域型年金委員になることが増えましたが、その活動が社労士の営業活動に結び付くことも考えられます。金融機関も同様です。日本年金機構ではそういったことがないよう、ルールを設けてガイドライン等で示すべきではないのでしょうか。もし住民から何らかの指摘があれば、大問題になります。

<年金・福祉推進協議会・飯島理事>

地域型年金委員にもいろいろな立場や経歴の委員がいるかと思うので、年金委員としてふさわしい活動や行動を担保するうえでも、倫理規定のようなものが必要かもしれません。

Q3 <埼玉県・赤木理事>

専門学生や大学の学生に対して、地域型年金委員の委嘱をお願いすることはできますか？

A 厚生労働省年金局と相談したいと思います。ただし、今のところ、地域型年金委員には社会保険に関わる事務等の経験者に限定していますので、そこをどうとらえるか、広報等に限れば活動できるかなどについて検討する必要があります。

Q4 <福島県・冠木事務局長>

地域型年金委員の任務の幅が広すぎるように感じています。法改正があれば相談にのっていただかなければ進めないこともあります。もっと内容を絞り込んだ活動にしていきたいと思いますが、日本年金機構ではどのようにお考えですか？

A 今後は、地域型年金委員個人の知識やスキルに合わせた活動を行えるよう検討したいと考えています。2022年11月の研修会では、より具体的な方向を示すことができると思います。

<年金・福祉推進協議会・佐々木事務局長>

日本年金機構には、市区町村や自治会等に対して、地域型年金委員を周知してほしいですね。

Q5 <千葉県・佐々木理事>

地域型年金委員の活動について、「何ができるか」という課題を年金委員と日本年金機構が一体となって進めたいと考えています。そのためには、年金委員会の連絡会を年金事務所単位で行うことが有効だと思います。また、単に委嘱数を増やすのではなく、活動の方向性を示したうえで増加に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか？

A 「何ができるか」については、持ち帰って検討します。我々も各年金事務所単位でも地区連絡会を行い、互いに協力・連携して活動していきたいと考えます。

<神奈川県・石本副会長>

たとえば、誰に読んでほしいという目標もないままチラシを配布しても意味がないことで、周知する対象を誰にすれば最も効果的かを明白にすべきでしょう。そのうえで、地域型年金委員は「何ができるか」を考えるべきではないでしょうか。

<年金・福祉推進協議会・佐々木事務局長>

「何ができるか」を日本年金機構本部・年金事務所・地域型年金委員が一体となった会議を開催し、一緒に考えることが大切だと思います。

今回の第4回地域型年金委員会連絡協議会では、地域型年金委員の活動に対して、「何をしてほしいか」「何ができるか」をどのように決定していくかが議事となりました。日本年金機構本部・年金事務所と年金委員会のさらなる協力・連携が望まれるところです。